

考査基準（建築設計委託業務成績評定）

1 評定項目及び評価の視点

評価項目及び評価の視点は次のとおりとする。

項目	評価分類	評価項目	評価の視点
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制、自主管理
		管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握
			工程管理
			取組み姿勢、責任感の強さ
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性
		主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整
			工程管理
			取組み姿勢、責任感の強さ
	説明力（プレゼンテーション力）、協調性		
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する評価	記載の程度
			途中成果物の内容
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録
			指示、協議事項への対応
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	設計と条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討
			仕様書、基準類の理解 施工に関する一般的な意識
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度
成果物の内容			
資料等の整理、指示、協議事項への対応			

※創意工夫の余地の大きい業務は創意工夫項目の採点を行う

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	創意工夫、積極的な提案
	業務目的の達成度		課題への対応
		物理的条件、社会的条件 要望、コスト	

2 創意工夫の余地の大小の判断基準

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

- ア 一級建築士でなければできない設計、もしくは一級建築士または二級建築士でなければできない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）
- イ 上記ア以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

3 事故等による減点

当該業務履行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合点に対して、別表－1に基づき減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止 1ヶ月超
減 点 数	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ①入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ②発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡、承継又は公開した。
- ③関係法令に違反する事実が判明した。
- ④当該業務関係者が贈収賄等により逮捕又は控訴された。
- ⑤一括再委託、請負を行った。
- ⑥打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。
- ⑦その他

4 契約不適合及び損害賠償による減点

引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったとき、坂戸市設計業務委託契約約款の契約不適合責任条項等の手続きに従い、履行の追完又は代金の減額もしくは損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合点に対して、遡って別表－2、3に基づき減点することができる。

また、坂戸市設計委託業務成績評定要領第6条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第9条に準じて評定の修正を行うものとする。

別表－2 履行の追完もしくは代金の減額が実施された場合の減点基準

区 分	履行の追完の実施	代金の減額の実施
減 点 数	－10点	－20点

別表－3 損害賠償が実施された場合の減額基準

区 分	損害賠償の実施
減 点 数	－20点